

新制度への移行措置について

1. 新制度への移行に関して検討が必要な事項

- ① 助成対象年齢の適用時期(年齢不問 ⇒ 43歳未満)
- ②-1 年間助成回数緩和の適用時期等 (年間2回(初年度3回) ⇒ 制限なし)
- ②-1 通算助成回数見直しの適用時期等 (通算10回(5年間) ⇒ 通算6回(期間制限なし))

2. 新制度への移行措置を考えるに当たっての視点

- ① 現行制度により助成を受けている方等への配慮
治療計画を立てて助成を受けている方等について、助成回数、助成期間等の配慮が必要
- ② より安心・安全な妊娠・出産に資する助成の早期実現
安心・安全な妊娠出産に資するという制度改正の趣旨を踏まえれば、新制度への早期移行が必要
- ③ 受療の集中等を惹起しないこと
特定時期に治療を受ける方が集中せず、また、自治体の助成金支給事務等に支障が生じない制度設計とすること
- ④ 助成を受ける方にとって、助成回数、助成期間等が分かりやすいこと
計画的に安心・安全な治療を受ける観点から、助成を受ける方にとって、自らが助成を受けることができる回数等が分かりやすいものであること

3. 新制度への移行措置

新制度への移行措置(案)



[26年度以降に新規に助成を申請する方]

26・27年度に新規に助成を申請する方

- ~39歳 通算6回まで・年間制限なし
- 40歳~ 初年度3回まで(26年度に新規に助成を申請する方は2年目2回まで)・年齢制限なし含む。)

※ 27年度末に年齢が43歳未満の方は、通算助成回数3回未満の場合には、28年度以降も43歳に達するまでは、27年度までの助成回数と通算して3回まで(*)助成を受けることが可能。 ⇒ 参考1(3頁)

28年度以降に新規に助成を申請する方

- ~39歳 通算6回まで
年間制限なし
- 40~42歳 通算3回まで
年間制限なし
- 43歳~ 助成対象外

[25年までの治療に係る助成を受けている方]

- 初年度3回まで、2年目以降年間2回まで
通算10回まで
年齢制限なし

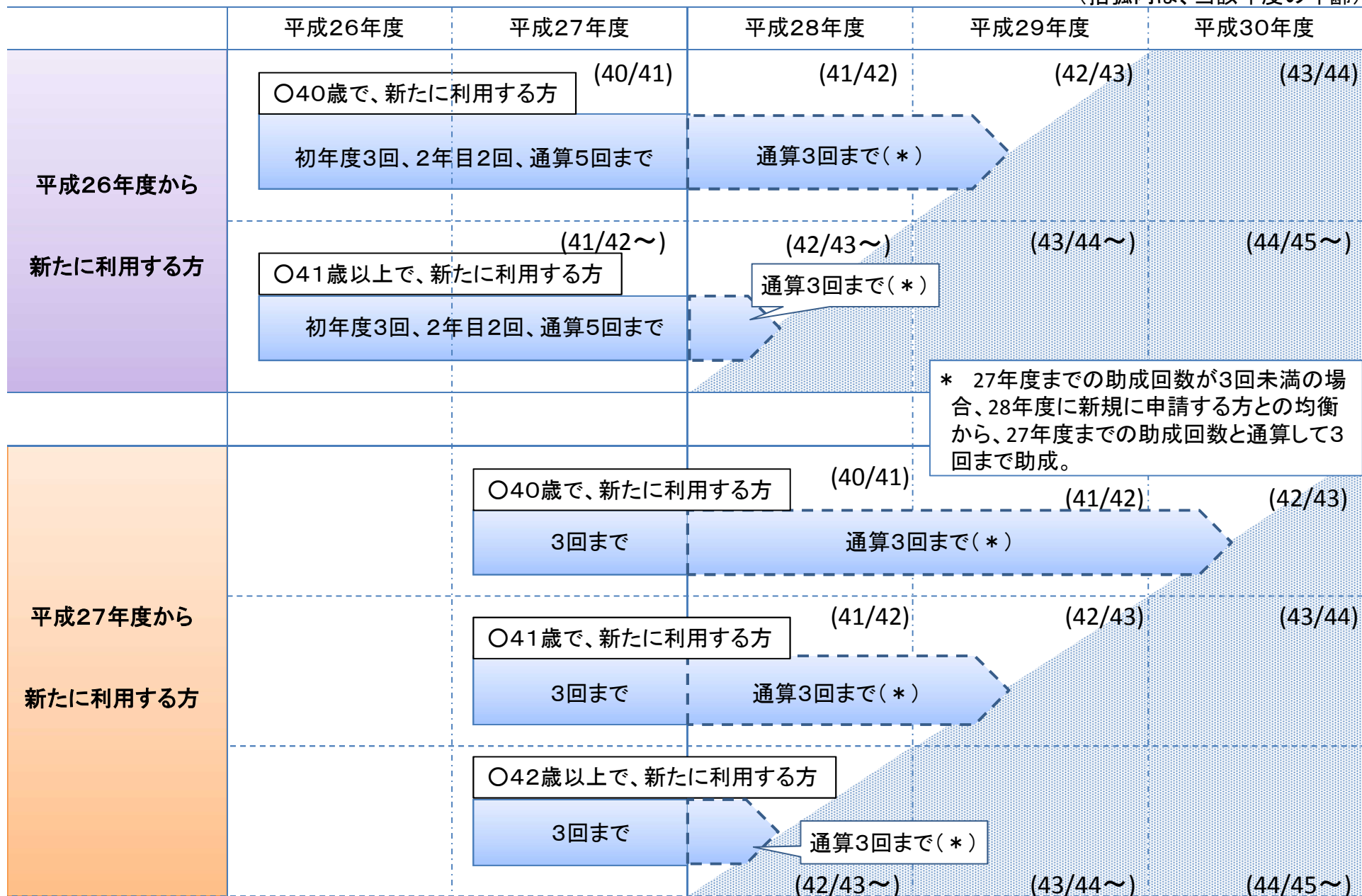
※ 現行制度は、27年度末で終了。
ただし、27年度末に年齢が43歳未満の方は、通算助成回数6回(40歳以上の場合には3回)未満の場合には、28年度以降も43歳に達するまでは、27年度までの助成回数と通算して6回(40歳以上の場合には3回)(*)まで助成を受けることが可能。 ⇒ 参考2(4頁)

* 28年度以降に新規に助成を申請する方が受けることができる助成回数との均衡の観点から、6回又は3回とする。

(注)年齢は、特に断りがない場合、初回の助成申請に係る治療を受けた年齢。

〔参考1〕

＜26年度以降に新規に助成申請する40歳以上の方が助成を受けることができる回数＞ (括弧内は、当該年度の年齢)



* 27年度までの助成回数が3回未満の場合、28年度に新規に申請する方との均衡から、27年度までの助成回数と通算して3回まで助成。

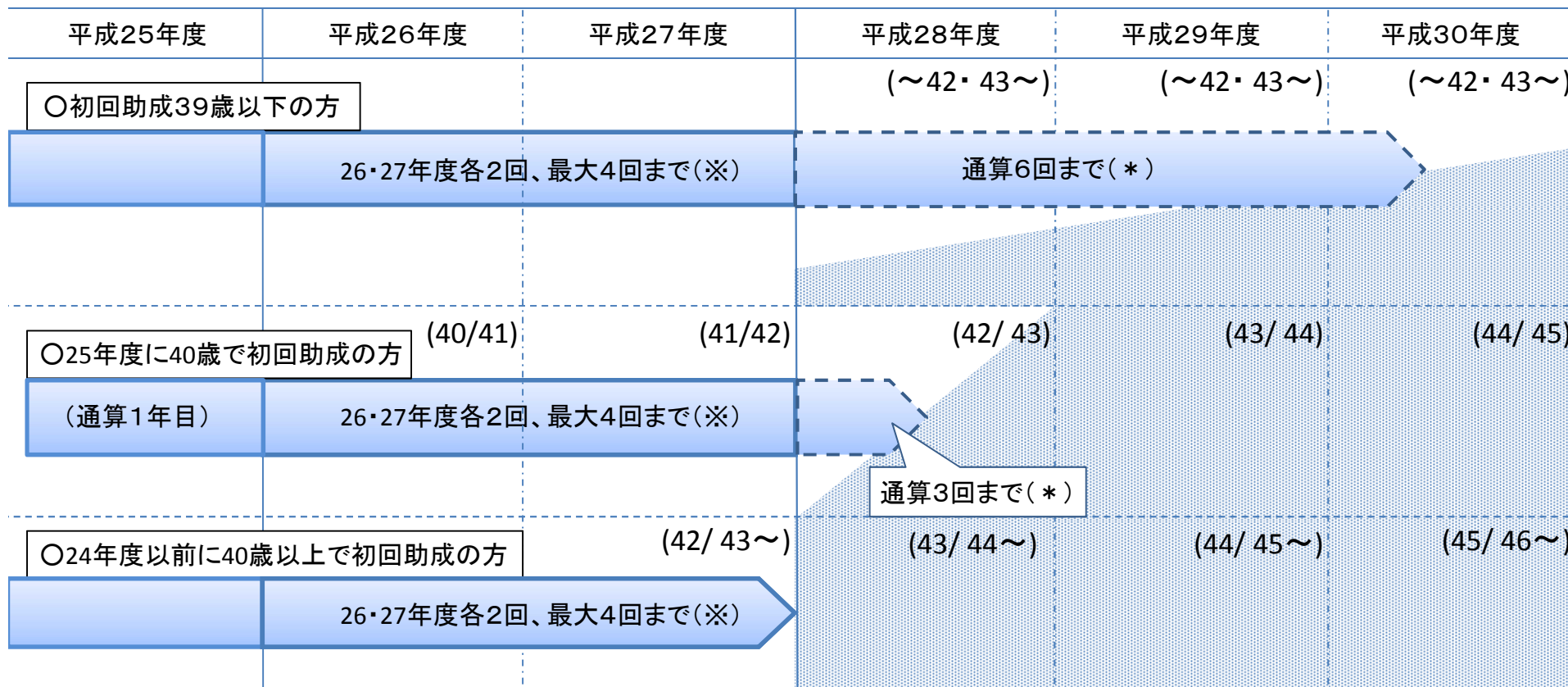
※ 網掛け部分()は、助成対象年齢を超える範囲。当該範囲に至るまでが助成範囲となる。

〔参考2〕

＜25年度までの治療に係る助成を受けた方が助成を受けることができる回数＞

(現行制度による通算助成回数・助成期間に至っていない方が対象)

(括弧内は、当該年度における年齢)



＊ 27年度までの助成回数が6回(初回助成時の年齢が40歳以上の場合は3回)未満の場合において、28年度に新規に申請する方との均衡から、27年度までの助成回数と通算して6回(初回助成時の年齢が40歳以上の場合には3回)まで助成。

※43歳以上の方も含め、平成26・27年度については、通算助成期間5年・助成回数10回の範囲内で、年間各2回、通算4回まで助成。
網掛け部分(■)は、助成対象年齢を超える範囲。当該範囲に至るまでが助成範囲となる。

新制度への移行について、「2.」の視点(2頁)も踏まえ、以下のとおりとしてはどうか。

(1) 助成対象年齢の適用時期

28年度から適用

(考え方)

- 特定不妊治療助成受給者の8割が、2年目までの方であることを踏まえ、新制度適用まで2年間の期間をおく。

(2) 年間助成回数及び通算助成回数見直しの適用時期等

① 26年度以降に新規に助成を受ける方

39歳以下の方については26年度から適用する。

40歳以上の方については、26・27年度については、移行に当たっての経過的な措置を設ける。

具体的には、

- 1) 初年度3回、2年目2回、通算5回まで助成する。
- 2) 27年度までの助成回数が3回未満の場合、28年度以降も43歳に達するまでは、27年度までの助成回数と通算して3回まで助成する。

(考え方)

- 今後新規に助成を受ける方については、年間助成回数の拡大により、柔軟に治療スケジュールを組むことができる等のメリットがあることから、早期適用が適当。
- ただし、40歳以上の方については、新制度をそのまま早期に適用した場合、通算助成回数が直ちに3回になるため、現行制度と今回の見直しの趣旨との均衡を考慮して、26・27年度の2年間、経過的な措置を講じる。
- この場合、27年度までの助成回数が3回未満の場合、28年度に新規に申請する方との均衡から、28年度以降も43歳に達するまでは、27年度までの助成回数と通算して3回まで助成。

② 25年度までの治療に係る助成を受けている方

26・27年度においては、現行制度を適用。

なお、27年度までの助成回数が6回（初回助成時の年齢が40歳以上の場合は3回）未満の場合、28年度以降も43歳に達するまでは、27年度までの助成回数と通算して6回（初回助成時の年齢が40歳以上の場合は3回）まで助成する。

（考え方）

- 25年度までの初回助成に係る方については、現行制度を前提に治療を行っている方であることから、26・27年度の2年間、現行制度を適用する。
- この場合、27年度までの助成回数が6回（初回助成時の年齢が40歳以上の場合は3回）未満の場合、28年度に新規に申請する方との均衡から、28年度以降も43歳に達するまでは、27年度までの助成回数と通算して6回（初回助成時の年齢が40歳以上の場合は3回）まで助成。